

承認第1号

専決処分（南風原町税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例）の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、南風原町税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和6年5月23日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき南風原町税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例（別紙）を下記の理由により専決処分する。

令和6年3月31日

南風原町長 赤 嶺 正 之

（専決処分した理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が令和6年3月30日に公布された。この法律改正に伴い、南風原町税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例についても同年4月1日施行のために改正が必要であり、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分する。

南風原町条例第 8 号

南風原町税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月31日

南風原町長 赤嶺正之

南風原町税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例

以下、別紙のとおり

南風原町税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例

(南風原町税条例の一部改正)

第1条 南風原町税条例(昭和47年南風原村条例第29号)の一部を次のように改正する。

第51条第1項第5号を次のように改める。

(5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体

第51条第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、町民税を減免する必要があると町長が認める場合は、この限りでない。

第51条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第71条第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ固定資産税を減免する必要があると町長が認める場合は、この限りでない。

第71条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第139条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その者が所有又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると町長が認める場合は、この限りでない。

第139条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第1条の3第3項中「附則第1条の3第2項」を「附則第1条の5第2項」に改め、同条を附則第1条の5とし、同条の次に次の1条を加える。

(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

第1条の6 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項にお

いて「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

附則第1条の2を附則第1条の4とする。

附則第2条中「法附則第4条の4第3項」を「法附則第4条の5第3項」に改める。

附則第3条の4中「附則第14条の3第1項」を「附則第15条第1項」に改める。

附則中第3条の5の2を第5条の2とし、第3条の5を第5条とし、第3条の4の次に次の4条を加える。

(令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除)

第3条の5 令和6年度分の個人の町民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき町民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第3条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第1条の5第2項、附則第3条第1項、附則第3

条の3の2第1項、前条及び附則第5条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「法附則第5条の6第2項」とあるのは「法附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第3条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「附則第3条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例)

第3条の6 令和6年度分の個人の町民税に限り、個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の町民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の町民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）に

においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の町民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の町民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例)

第3条の7 令和6年度分の個人の町民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の町民税」という。)の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額(附則第3条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。))の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当

する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、そ

の者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第3条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の町民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の町民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の町民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特

別税額控除前の特別徴収に係る個人の町民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第3条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の町民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除)

第3条の8 令和7年度分の個人の町民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき町民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、

同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第1条の5第2項、附則第3条第1項、附則第3条の3の2第1項、附則第3条の4及び附則第5条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第4条第2項中「前条」を「附則第3条の4」に改め、同条第3項中「第34条の9第1項」の次に「、附則第3条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第34条の9第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする。」を「と、附則第3条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第4条第2項及び」と、前条中「附則第3条の4及び」とあるのは「附則第3条の4、次条第2項及び」とする。」に改める。

附則第5条の2を第1条の3とし、第5条の3を第1条の2とする。

附則第6条の2中第19項を削り、第18項を第19項とし、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、「、」を削り、同項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は7分の6とする。

附則第6条の2第20項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、「、」を削り、同条第21項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同条第22項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、「、」を削り、同条第24項中「、」を削る。

附則第6条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項

中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 町長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第7条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第7条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第8条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第8条の2中「（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」を「（令和6年法

律第4号) 附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第9条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

附則第11条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「第137条第1項」を「第137条第1号」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第12条の3第3項第4号中「附則第1条の3」を「附則第1条の5」に改め、同項に次の1号を加える。

- (5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第12条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第12条の4第3項第4号中「附則第1条の3」を「附則第1条の5」に改め、同項に次の1号を加える。

- (5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第12条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第13条第3項第4号中「附則第1条の2」を「附則第1条の5」に改め、同項に次の1号を加える。

- (5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第13条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第14条第5項第4号中「附則第1条の3」を「附則第1条の5」に改め、同項に次の1号を加える。

- (5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第14条の2第2項第4号中「附則第5条の3」を「附則第1条の5」に改め、

同項に次の1号を加える。

- (5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則中第18条を削り、第17条を第22条とし、第16条を第21条とし、第15条の2を第16条の2とし、同条の次に次の見出し及び1条を加える。

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第17条 法附則第56条第10項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第24条第12項第1号に掲げる書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第33条第11項第2号から第4号までに掲げる者である場合にあつては、同項第1号に掲げる者との関係
- (2) 法附則第56条第10項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びに当該土地を取得した年月日
- (3) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第56条第11項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第24条第12項第2号に掲げる書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第33条第14項第2号から第4号までに掲げる者である場合にあつては、同項第1号に掲げる者との関係
- (2) 法附則第56条第11項の規定の適用を受けようとする家屋（次号において「特例適用家屋」という。）の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積（法附則第15条の8第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、付則第6条の3第4項第2号又は第6項第2号に掲げる事項）
- (3) 特例適用家屋を取得した年月日（法附則第15条の6第1項若しくは第2項又

は法附則第15条の8第1項から第3項までの規定の適用を受けようとする場合にあっては、付則第6条の3第1項第3号、第2項第3号、第4項第3号又は第5項第3号に掲げる事項)

(4) 令附則第33条第14項第1号に規定する被災家屋（次号において「被災家屋」という。）の床面積

(5) 被災家屋が共有物である場合にあっては、当該家屋に係る各共有者の持分の割合

(6) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

3 法附則第56条第13項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第24条第12項第3号に掲げる書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第33条第20項第2号から第4号までに掲げる者である場合にあっては、同項第1号に掲げる者との関係

(2) 法附則第56条第13項の規定を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びに当該土地を取得した年月日

(3) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

4 法附則第56条第14項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第24条第12項第4号に掲げる書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第33条第23項第2号から第4号までに掲げる者である場合にあっては、同項第1号に掲げる者との関係

(2) 法附則第56条第14項の規定の適用を受けようとする家屋（次号において「特例適用家屋」という。）の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積（法附則第15条の8第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、付則第6条の3第4項第2号又は第6項第2号に掲げる事項）

(3) 特例適用家屋を取得した年月日（法附則第15条の6第1項若しくは第2項又

は法附則第15条の8第1項から第3項までの規定の適用を受けようとする場合にあっては、付則第6条の3第1項第3号、第2項第3号、第4項第3号又は第5項第3号に掲げる事項)

- (4) 令附則第33条第23項第1号に規定する対象区域内家屋（次号において「対象区域内家屋」という。）の床面積
- (5) 対象区域内家屋が共有物である場合にあっては、当該家屋に係る各共有者の持分の割合
- (6) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

附則第15条を附則第16条とする。

附則第14条の5第2項第1号から第3号までの規定中「附則第14条の5第1項」を「附則第15条の3第1項」に改め、同項第4号中「附則第1条の3」を「附則第1条の5」に、「附則第14条の5第1項」を「附則第15条の3第1項」に改め、同項に次の1号を加える。

- (5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第15条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第14条の5第5項第1号から第3号までの規定中「附則第14条の5第3項」を「附則第15条の3第3項」に改め、同項第4号中「附則第1条の3」を「附則第1条の5」に、「附則第14条の5第3項」を「附則第15条の3第3項」に改め、同項に次の1号を加える。

- (5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第15条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第14条の5第6項中「附則第14条の5第3項」を「附則第15条の3第3項」に改め、同条を附則第15条の3とする。

附則第14条の4第2項第1号から第3号までの規定中「附則第14条の4第1項」を「附則第15条の2第1項」に改め、同項第4号中「附則第1条の3」を「附則第1条の5」に、「附則第14条の4第1項」を「附則第15条の2第1項」に改め、同項に次の1号を加える。

- (5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の

5 第 1 項及び附則第 3 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 15 条の 2 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第 14 条の 4 第 5 項第 1 号から第 3 号までの規定中「附則第 14 条の 4 第 3 項」を「附則第 15 条の 2 第 3 項」に改め、同項第 4 号中「附則第 1 条の 3」を「附則第 1 条の 5」に、「附則第 14 条の 4 第 3 項」を「附則第 15 条の 2 第 3 項」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 3 条の 5 及び附則第 3 条の 8 の規定の適用については、附則第 3 条の 5 第 1 項及び附則第 3 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 15 条の 2 第 3 項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第 14 条の 4 を附則第 15 条の 2 とする。

附則第 14 条の 3 第 2 項第 1 号から第 3 号までの規定中「附則第 14 条の 3 第 1 項」を「附則第 15 条第 1 項」に改め、同項第 4 号中「附則第 1 条の 3」を「附則第 1 条の 5」に、「附則第 14 条の 3 第 1 項」を「附則第 15 条第 1 項」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 3 条の 5 及び附則第 3 条の 8 の規定の適用については、附則第 3 条の 5 第 1 項及び附則第 3 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 15 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第 14 条の 3 を附則第 15 条とする。

附則第 19 条第 2 項を削り、同条を附則第 18 条とし、附則第 20 条を第 19 条とし、第 21 条を第 20 条とする。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部改正)

第 2 条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例（昭和 47 年南風原村条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 4 条第 1 項の規定に基づく軽自動車」の次に「税の種別割」を加える。

第 5 条を第 6 条とする。

第 4 条中「アメリカ」を削り、同条第 1 号を次のように改める。

- (1) 軽自動車

ア 4 輪以上のもの 年額 3,000 円

イ 3輪又は2輪のもの 年額 1,000円

第4条を第5条とする。

第3条第1項を次のように改める。

前条第4項に規定する証紙徴収の方法により徴収した場合において、種別割の納税義務は、証紙に納税済の押印を受けたときに完了するものとする。

第3条第2項を削り、同条を第4条とする。

第2条の見出し中「方法」の次に「等」を加え、同条中「アメリカ合衆国軍隊の構成員、軍属、家族、契約者又は軍人用販売機関等（以下「アメリカ合衆国軍隊の構成員等」という。）」を「合衆国軍隊の構成員等」に、「地方税法第446条第1項」を「地方税法第463条の18」に改め、「より、」の次に「普通徴収又は」を加え、同条に次の3項を加える。

2 合衆国軍隊の所有する軽自動車等のうち、専ら合衆国軍隊以外のものが使用するもので特例法第4条7項の規定により当該使用者に対して課する種別割の徴収についても前項の方法による。

3 前2項の規定により軽自動車税の種別割を普通徴収の方法により徴収しようとする場合において納税者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前10日までに納税者に交付しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定により軽自動車税の種別割を証紙徴収の方法により徴収しようとする場合には、納税者に本町が発行する証紙をもってその税金を払い込ませなければならない。この場合においては、軽自動車税の種別割を納付する義務が発生することを証する書類に、証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことにより、証紙に代えることができる。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（納期）

第2条 特例法第2条に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属、家族、契約者又は軍人用販売機関等（以下「合衆国軍隊の構成員等」という。）の所有する軽自動車、2輪の小型自動車及び原動機付自転車（以下「軽自動車等」という。）に対する種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。ただし、町長は、特別の事情がある場合において、これと異なる納期を定めることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中南風原町税条例第56条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の南風原町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。